

Q & A (令和7年度)

分類	No.	質問	回答
交付申請関係	1	補助金の申請額は円単位で記載してよいか。	千円未満を切り捨てて記載してください。
	2	「計画概要書(様式第1号)」「2 経費の内訳」に記載していた項目以外のものに補助金を使用することは可能か。	使用することはできません。
	3	「計画概要書(様式第1号)」に記載するスペースが足りない場合はどうすれば良いか。	複数ページになっても構いません。
	4	提出書類「3)実施する事業に関する補足説明資料」とはどのような資料か。	補助対象経費として計上される内容が確認できる資料を想定しています。
	5	市税の納税証明書とは、草津市税分の証明書か。	御認識のとおりです。(領収書不可)
補助対象経費	6	交付申請時点で既に補助対象事業を実施している場合でも対象となるのか。	対象となりません。 交付決定日以降に実施されるものが対象となります。
	7	交付決定日までに研修等の申込を行う必要があるが、対象となるのか。	対象となります。 ただし、交付決定日時点で既に研修を受講している場合や受講料を支払済の場合は対象外となります。
	8	「プロフェッショナル人材の活用に要する経費」のみを補助対象経費として計上して申請することは可能か。	申請することはできません。 (参考)草津市DX人材育成支援補助金交付要綱第4条第3項 プロフェッショナル人材の活用を行った場合は、前項の額に10万円を上乗せした額を上限とする。ただし、プロフェッショナル人材の活用に要する経費は、補助対象経費の合計額の3/4を超えてはならない。
	9	「eラーニング等の受講に要する経費」とは、自社業務に関する従業員研修をeラーニングで受講させる場合でも対象となるのか。	対象にはなりません。 本補助金は、市内中小企業者等のDX推進を目的として、DX人材の育成・強化および底上げ等に向けた取組を支援するものとなります。
	10	「プロフェッショナル人材の活用に要する経費」とは、どのような経費か。	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県内外のプロフェッショナル人材に支払う経費(人材紹介会社に支払う成約手数料を除く)が対象となります。
	11	DX化に向けた設備投資(ソフトウェアの取得・導入など)は対象となるのか。	対象にはなりません。